

品川区告示 310 号

高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づく通知書公示送達

高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づく通知書を送付したところ、納付義務者の住所等の不明のため。

東京都品川区旗の台5丁目23番12号

和哥山 文秀 ほか2件

について返送され必要と認められる調査をしても送付できないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により準用される地方税法第20条の2により告示する。

なお、当該書類は区長が保管し、受領権限を有する者にいつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和 8年 6月 5日

品川区長 森澤 恭子

公 示 一 覧

| No. | 納付義務者 | 件名 | 備考 |
|-----|--------|-----------------------------|----|
| 1 | 和哥山 文秀 | 高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づく通知書 | |
| 2 | 加藤 順子 | 高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づく通知書 | |
| 3 | 辻 衛 | 高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づく通知書 | |